

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本臨床神経生理学会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区におく。

(目的)

第 3 条 当法人は、臨床神経生理学（脳波、誘発電位、筋電図、神経伝導検査など）に関連する学問の進歩向上をはかることを目的とし、次の事業を行う。

- ①社員総会の開催
- ②機関誌の公表
- ③学術刊行物の発行
- ④学術集会、講演会、講習会、展示会の開催
- ⑤国際的な関係諸学会との協力活動
- ⑥国内の関係諸学会との協力活動
- ⑦認定制度の推進
- ⑧診療報酬の改善に向けて必要な活動
- ⑨優秀な投稿論文の奨励ならびに表彰
- ⑩その他当法人の目的を達成するため必要な事項

(基金の総額)

第 4 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 5 条 基金は、当法人が解散するまでは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 6 条 基金の返還の手続きについては、社員総会において定める。

(公告の方法)

第 7 条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する。

第 2 章 会員

(種別)

第 8 条 当法人の会員は、次の①から④のいずれかに該当し、所定の手続きを完了した者とする

①正会員：臨床神経生理学あるいはこれと関連する学問に関する知識、経験を有し、一定額の年会費を納める者

- ②学生会員：学部学生、大学院生、もしくは留学生であることを証明できる者
- ③名誉会員：当法人のために特に功労のあった者
- ④賛助会員：当法人の目的に賛同し、事業を賛助するため、会費年額1口以上を納める者
(入会)

第9条 当法人の目的に賛同し、正会員または学生会員になろうとする者は、代議員もしくは専門医もしくは専門技術師いずれか1名の推薦を受け、別に定める様式により事務局に申込みをする。

2.名誉会員については、社員総会の議決を得るものとする。

(会費)

第10条 会員は別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

(退会)

第11条 会員で退会しようとする者は、その旨を当法人の事務局まで届け出なければならない。ただし、既納の会費は返付しない。

2.会員で会費を2年以上滞納した者は自然退会とみなし得るものとする。

3.会員で当法人の名誉を汚す行為がある場合には、社員総会の議決を経て除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第12条 当法人に、次の役員をおく。

1.理事 10名以上 15名以内

2.監事 2名

(理事)

第13条 理事は理事会を構成し、当法人の会務を分担する。

2.理事は社員総会において代議員中より選任する。

3.理事の中から理事長、庶務理事、財務理事ならびに渉外理事を理事会において選定する。

(監事)

第14条 監事は当法人の理事の職務の執行を監査し、これを社員総会に報告する。

2.監事は、代議員及び代議員経験者の中より理事会が推薦し、社員総会の決議で選任する。

3.前項においては、当学会の運営に対し、理事経験者、委員会委員長や大会長など貢献をしたものを監事の選考基準とする。

4.任期期間中に欠員が出た場合は、理事会で補充者を選出する。補充者はすみやかに活動を開始し、次の社員総会で承認を得る。

(任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の

時までとし、任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

2. 監事の任期は、選任後 4 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

3. 任期満了後であっても後任者の就任があるまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第 16 条 理事長は当法人を代表し、会務を総括する。

2. 庶務理事は当法人の庶務を担当する。

3. 財務理事は当法人の会計を担当する。

4. 渉外理事は当法人の渉外を担当する。

(報酬)

第 17 条 理事および監事は無報酬とする。

(幹事)

第 18 条 理事長は正会員中より幹事を若干名おくことができる。なお、この任期は 2 年とする。

第 4 章 社員

(代議員)

第 19 条 当法人の一般社団・一般財団法人法上の社員は代議員とする。

2. 代議員は当法人の正会員となって連続 5 年以上を経た者の中から別に定める選出により選出する。

3. 代議員の任期は 4 年とする。

4. 代議員の定年は 65 歳とする。ただし、前項における任期期間中において定年に達した場合は、その事業年度に関する決算報告をする定時社員総会の開始時をもって退任とする。

5. 代議員選出に関する規則は別に定める。

第 5 章 社員総会

(社員総会)

第 20 条 当法人の一般社団・一般財団法人上の社員総会は代議員をもって構成する代議員会とする。

(種類および招集)

第 21 条 定時社員総会は年 1 回、理事長が招集する。臨時社員総会は理事長が必要と認めた場合のほか、法令の定めに従って理事長が招集する。

2. 招集はその開催の少なくとも 10 日以前に議題を示して、書面または会報または機関誌または電子メールにより、社員総会を構成すべき全員に通知しなければならない。

3.社員総会の議長は、社員の互選により選出する。

(社員総会の権限)

第 22 条 社員総会は、法令およびこの定款で定めるもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を決議する。

(議決)

第 23 条 社員は、1 人 1 個の議決権を有する。

2.社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、全社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、委任状を含めて出席した社員の過半数の賛成によって成立する。

(議事録)

第 24 条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 25 条 当法人は、理事会をおく。

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

2.招集は理事会の日の一週間前までに、通知しなければならない。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- 1.当法人の業務執行の決定
- 2.理事の職務の執行の監督
- 3.理事長の選定及び解職

(議決)

第 28 条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2.理事が、決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面もしくは電磁的記録により同意をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3.前項の決議省略方法をとるには、監事の同意を要する。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事においては、議事録を作成し、理事長および監事がこれに署名または記名押印する。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 30 条 当法人の目的および事業を達成するため、必要に応じて委員会を設置することができる。

2. 委員会の設置ならびに委員の人選は、理事あるいは代議員の発議により提案できる。
3. 前項における提案は、理事会にて検討され、決定される。
4. 委員会の審議経過の要約、結論および会計は社員総会において報告されなければならない。

第 8 章 学術集会

(学術集会)

第 31 条 当法人は年 1 回学術集会を開催するほか、必要に応じ、講演会、講習会、展示会を開催する。

2. 学術集会の会長は、社員総会で選出される。
3. 会長は当該学術集会の運営に関する諮問機関として運営委員会を必要に応じて設置することができる。

第 9 章 資産及び会計

(会計年度)

第 32 条 当法人の会計年度は毎年 10 月 1 日に始まり、翌年の 9 月 30 日に終るものとする。

(資産の構成)

第 33 条 当法人の資産は、つぎの財産をもって構成する。

1. 入会金及び会費
2. 寄付金品
3. 資産から生じる収入
4. 事業にともなう収入
5. その他の収入

(資産の管理)

第 34 条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費)

第 35 条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 37 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

第 10 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

(解散)

第 39 条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 40 条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 11 章 補則

(剰余金の分配)

第 41 条 当法人は、各事業年度に生じる剰余金の分配をおこなわない。

(細則)

第 42 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別途定める。

2004 年 2 月 9 日作成

2004 年 2 月 9 日認証

2004 年 4 月 1 日法人成立

2004 年 11 月 16 日改定 (第 20 条および第 9 章附則削除)

2005 年 11 月 29 日変更 (第 20 条)

2008 年 11 月 11 日改定 (第 1 条、第 2 条、第 8 条および第 9 条)

2009 年 11 月 17 日改訂 (第 2 条、第 4 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 19 条、第 23 条改定および文言の統一、および第 20 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条追加)

2011 年 11 月 9 日変更 (第 2 条)

2012 年 11 月 7 日改訂 (第 3 条、第 19 条、第 20 条、第 23 条、第 43 条追加)

2013 年 11 月 6 日改訂 (第 14 条、第 40 条)

2014 年 11 月 18 日改訂 (第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 30 条)

2015 年 11 月 4 日改訂 (第 2 条)

2016年10月26日改訂（第2条、第18条、第19条）

2017年11月28日改訂（第3条、第8条、第28条）

2018年11月7日改訂（第9条、第14条、第30条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、）

2019年11月27日改訂（制定や改訂の年号を西暦に変更）